

千葉県自転車安全教育推進委員会設置運営要綱

昭和53年10月20日
改正 平成23年9月2日
改正 平成24年4月1日
改正 平成26年4月1日

(目的)

第1条 バイコロジー運動の伸展に伴い、自転車が著しく普及していることに鑑み、その安全対策を検討し、また、自転車利用者に対する安全教育を推進して、自転車安全利用の全県的な普及を図り、交通事故を防止するとともに、道路交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(委員会の設置及び構成)

第2条 公益財団法人千葉県交通安全協会（以下「県協会」という。）に、千葉県自転車安全教育推進委員会（以下「県委員会」という。）を置く。

2 県委員会は、別表1に掲げる関係機関、団体の代表者若しくは役職員の中から、県協会長がこれを委嘱した委員をもって構成する。

(委員会の事業)

第3条 県委員会は、次の事業を行う。

- (1) 自転車安全教育特別指導員候補者の推薦に関する事。
- (2) 自転車安全教育指導員の養成に関する事。
- (3) 自転車安全教育指導員の認定、登録に関する事。
- (4) 自転車安全教室の計画実施に関する事。
- (5) 自転車に関する教材の作成及び教具の整備に関する事。
- (6) 自転車の安全に関する広報に関する事。
- (7) 交通安全自転車大会の開催に関する事。
- (8) その他県委員会の目的を達成するために必要な事業

(委員の任期)

第4条 県委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代するとき、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 県委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、県委員会を代表する。

(幹事会の設置)

第6条 県委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、県委員会を構成する別表2の関係機関及び団体の関係者をもって組織する。

3 幹事は、委員会の選考に基づき、県協会長が委嘱する。

(委員会等の開催)

第7条 県委員会は、委員長が召集し、第3条の事業の推進について審議する。

2 幹事会は、委員長が主宰し、県委員会から委嘱された事項について審議する。

(地区交通安全協会との協力)

第8条 県委員会は、地区交通安全協会の協力を得て、第3条の事業を推進するものとする。

(事務局)

第9条 県委員会の事務局は、県協会総務部総務課に置く。

第10条 その他この事業の推進について必要な事項は、別に定める。

(附則) この要綱は、昭和53年10月20日から施行する。

(附則) この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

(附則) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。